

## 平成29年第9回教育委員会定例会

開会年月日 平成29年5月12日（金）  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩  
同 委 員 安 藏 誠 市  
同 委 員 外 松 和 子  
同 委 員 長 島 良 介  
同 委 員 坂 口 節 子

## 議 題

## 1 議案

- (1) 議案第23号 練馬区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

## 2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する  
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書  
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画（素案）の撤回・見直しを求  
める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画（素案）の抜本的見直しを  
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画（素案）の撤回を求める陳  
情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて  
〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実  
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情〔継続審議〕  
（資料2）
- (12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情  
〔継続審議〕（資料3）

### 3 協議

- (1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕

### 4 報告

- (1) 教育長報告

①1 その他

i その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 10時46分

#### 会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	大羽 康 弘
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	櫻井 和 之
教育振興部教育施策課長	中島 祐 二
同 学務課長	山崎 泰
同 施設給食課長	竹内 康 雄
同 教育指導課長	芝田 智 昭
同 副参事（教育政策特命担当）	齋藤 健 一
同 学校教育支援センター所長	清水 優 子
同 光が丘図書館長	桑原 修
こども家庭部子育て支援課長	鳥井 一 弥
同 こども施策企画課長	橋間 亮 二
同 保育課長	三浦 康 彰
同 保育計画調整課長	近野 建 一
同 青少年課長	加藤 信 良
同 練馬子ども家庭支援センター所長	宮原 恵 子

#### 教育長

ただいまから平成29年第9回教育委員会定例会を開催する。

本日は、傍聴の方が1名いらっしゃる。

本日の案件は、議案1件、陳情12件、協議1件である。

- (1) 議案第23号 練馬区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

#### 教育長

初めに議案である。

議案第23号、「練馬区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」資料1について、説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

従前お話ししてある中身だが、規則に規定をしなければならないということで、今回議案として提出した。学区域の変更は大変難しい案件であり、そう簡単にできるものではないが、中村小学校の過大な状態を解消するため、思い切って変更をさせていただいた経過がある。

今の説明にご質問・ご意見があったらお寄せ願う。いかがか。

外松委員

中村小学校は、以前から児童数が増えており、何とかしなければいけないことはたびたび話題に上っていたので、今回このような調整になったと認識している。

参考資料2の図を見て1つだけ気がかりなのが、現在、中村西小の通学区域内である西武線のやや南側の部分が、練馬第三小の通学区域に入る。子供たちが通学するに際して安全面はいかがなのか。

学務課長

練馬第三小に編入予定の通学区域は黄色の部分になる。こちらは、西武線の南側に位置する。実線の赤線に囲われている現在の通学区域が入っていた理由は、もともと西武線は地上を走っていたため、通学区域がここにあったのは自然なことだと考えている。その後、現在は高架化されているのは皆さんご存じかと思う。高架化された結果、踏切はなくなり、線路の下を歩けるようになっているのが現状の姿である。

また、現在、この通学区域変更前の状態でも、この黄色の点線の地域については、高架化によって安全に北側に行けるので、中村西小よりも練馬第三小のほうが近い方が住所的にいらっしゃる。そのため、小学校の指定校変更の申請がこの地域からかなり出ており、実際に通っている子供が今もいる。そういった点からも安全性の確保はできていると認識している。

外松委員

ありがとう。

教育長

ほかにいかがか。

長島委員

将来的に中村小学区域の子供の数は非常に多いのだが、今回の変更だけで将来的にも

問題ないのか。このあとに、また変更ということは考えられないか、少し心配である。

学務課長

中村小学校の通学区域に関しては、児童数がこの後も増えていく見込みが出ている。昨年この通学区域を変更するときに使った数値は、東京都の平成27年の教育人口推計を使っていたが、その時点では、平成32年ころには32学級ぐらいの推計であったため、今回この通学区域の変更を行った。ただ、推計は、実際にはその数字と異なることがある。去年の時点での推計値で、平成29年度については、28学級または29学級になる可能性もあると見ていたが、今年度4月7日現在で中村小在籍の子供は27学級で、推計値より少しおさまっている状況に見える。

ただ一方で、実際の住民基本台帳上のこの地域の子供たちについては、この後もかなり人数が多い傾向があり、予断を許さない状況である。ただ、推計値ということもあるし、引っ越し等もあると思うので、毎年状況を十分注視しながら考えていきたいと思っている。通学区域の変更を再度行う必要があるかどうかについては、可能性はあると考えている。

教育長

よろしいか。

それでは、ここでまとめたいと思う。

議案第23号については「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、「承認」とさせていただきます。

では次に移る。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書  
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳

- 情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
  - (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
  - (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕

教育長

陳情案件である。

継続審議中の陳情12件のうち、(1)平成19年陳情第4号から、陳情(10)平成27年陳情第9号までの10件については、事務局より新たに報告する事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、これら10件の陳情について本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情〔継続審議〕
- (12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情〔継続審議〕

教育長

12件のうち10件は継続だが、残りの2件である。

次の陳情案件である。

平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情、この陳情については、本日追加の書面が提出されているので、事務局より説明をお願いします。

事務局

平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情について、5月1日に38名の追加署名を受領した。それにもなって計223名となる。

以上である。

教育長

現時点で223名の署名が寄せられているということである。この陳情については、本日資料が提出されているので、事務局より資料の説明をお願いします。資料2である。よろしくをお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

陳情の中身とは別に、全般的な中学校の職場体験の現状について、今、説明をいただいた。資料について、あるいは陳情について、何かご意見やご質問があったら願います。いかがか。

坂口委員

中学校の職場体験の現場は、随分いろいろな面で見させていただいた。和菓子屋から男の子がようかんを持って静々とあらわれたりして、出し方がわからなかったりして、とても楽しく拝見した。また、スーパーでは空になったカートを手押し車のように遊んでいる子がいて、大丈夫かと思ったが、ニコニコしながらやっていた。

保育園などでは、園長先生が非常に上手に指導していて、子供に接するときは髪の毛をきちんとしましょうなど、注意してやっという様子を見ていた。

自衛隊はだめというのは、そういったご家庭のお子さんもいらっしゃるわけで、お父さんがどういう職場で、こんなことをやっているということを知ることによって、家族の対話も広がるだろう。仕事によって分けることは、いけないのではないかと思う。危険が伴うことについて、子供なりの判断ができることは必要であって、ぜひ教えてほしいし、ある職業群についてだけ除くことについては賛同しないという思いである。

教育長

ほかはいかがか。

長島委員

この陳情についてでもいいか。

教育長

陳情に対するご意見でも結構だし、今日出た資料の中身についてのご質疑、ご意見でも、要望でも結構である。

長島委員

陳情についてだが、これを拝見する限り、職業を否定していないとは書いてあるが、職業について否定しているのだから、それこそ自衛隊に勤められている方に対しても失礼だし、また、自衛隊がどういう仕事をされているか、子供は知る権利があると思う。私も坂口委員と同じように、この陳情に対しては少し違和感を感じる。

教育長

この前の資料では特に書いていないけれども、具体的には何件くらいあったのか。

教育指導課長

昨年度だと、自衛隊における職場体験は3校実施している。

長島委員

わかった。

教育長

ほかにかがが。

外松委員

資料の5番の成果と課題を読ませていただくと、職場体験を通して生徒たちがさまざまな思いをすることができて、この体験は非常に尊いと思う。体験先も多岐にわたっているので、地域の方たちに感謝申し上げたいと思う。数多くの中学生たちがお世話になるわけだから、いろいろな調整が必要であり、先方にも申しわけないことになると思う。私もまたま歯医者さんにかかっているとき、ちょうど職場体験の期間だったようで、すごく緊張した男の子が白衣を着させてもらって、助手の方と一緒にやっている姿を見て、ほんとうにほほ笑ましいと思った。また、ありがたいなと思って、スタッフの方に感謝の言葉を区民の一人として言わせていただいた。こういうことができるというのは、ほんとうにすばらしいことだと思う。

教育長

受け入れる側も大変だと思うのだが、その辺の課題は今のところないか。

教育指導課長

受入先の事業所の数は、各学校の課題になっている。例年受け入れてくれる事業所もあるし、また、事業所によってはその年度で改築があるとか、もしくは、人間的な動きがあったなどの理由で、その年度は受け入れられないなど、さまざまな事情がある。各中学校で受入先を毎年度探すのだが、事業所の受入先を探すこと自体が課題になっている実態はある。

教育長

学校側は、いろいろなつてを頼って探しているようだ。

外松委員

皆さんのお世話になりながら、こうやって体験させていただいているということ、中学生の感想などを用いて、アピールすることも必要である。

教育長

こういう体験学習は非常に重要だと私も思う。実際に現場でやってみる経験は、授業では得られない貴重な体験をできると思っている。受け入れていただける事業所をもっと増やしていくことも、我々教育委員会としてやっていく必要があるのかもしれない。

ほかにいかがか。よろしいか。

それでは、陳情に対するご意見もいただいたが、本日のところは「継続」とさせていただきたいと思うので、よろしく願います。

次の陳情案件である。平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情である。これについても追加の書面が提出されているようなので、事務局より報告をお願いする。

事務局

平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情について、5月1日に43名の追加署名を受領した。これにともない計215名となる。

以上である。

教育長

215名の署名が寄せられているということで、今報告があった。この陳情についても本日資料3が出ているので、説明をお願いする。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

就学援助制度そのものについて、改めて資料で説明があった。陳情の趣旨は、ご要望はいろいろあるが、入学準備金を7月ではなくて3月ごろ出していただけないかというものである。

資料3について、また、陳情について、何かご質問、ご意見あれば願います。

坂口委員

今の説明で非常に私も納得がいった。要するに、準要保護世帯は7月でないと支給されない。1人当たりの金額で12万円が年間の額だとすると、7月の時点だと、この3分の1ぐらいか、もっと支給されるのか。

教育長

4、5、6、7の4カ月分か。

学務課長

この4カ月間で事象が発生するものについて支払う形になるとお考えいただいてもよい。



坂口委員

金額としてはどのくらいか。

学務課長

金額としては、入学準備金を含めると、3分の1程度かそれ以上は出ていると思うが、世帯によって請求の有無や、事象の発生の有無があるので、若干差はあると思う。

坂口委員

その金額を、時期を早めて3月にくれという陳情になるわけか。

教育長

そうだ。

外松委員

準備金を入学前の3月に支給してほしいというのは、どういう人を対象にされているのか。もし準要保護の方であれば、先ほど説明いただいたように、所得がはっきりわかり、準要保護世帯の認定が出る時期までは無理ということがよくわかった。

教育長

陳情の対象として言っているのは、準要保護世帯だろう。

学務課長

要保護世帯については、既に生活保護の中で3月に支給を行っているので、おそらく陳情の方がおっしゃっているのは、準要保護世帯に対する入学準備金についてのお話と捉えている。

教育長

ほかにいかがか。

外松委員

陳情項目の3番目だが、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給を実施してくれとある。クラブ活動費を集めたりするクラブもあるということか。また、生徒会費、PTA会費、一般的にほぼ大体どのくらいか、もしわかったら願います。

学務課長

まずクラブ活動費のお話だが、クラブ活動そのものに生徒が入る場合と入らない場合があり、状況はさまざまなので、費目として設定することについても適当ではないと、今のところ考えているところである。

教育長

陳情の中に3月支給に前倒しする自治体もこの間、各地で増えているとあるが、この制度はそもそも生活保護の皆さん方に出ている要保護世帯対象の現状にプラスして、各自治体で独自に制度設計して、補助している中身だと思う。多分23区でそれぞれ違うと思う。3月支給についての23区の様子はわかるか。

学務課長

3月支給についてだが、23区の中で2区ほど始めた区がある。その一方で、多数の区は依然として練馬区と同様の方法をとっている。準要保護世帯に対する就学援助については、現在国から財源的な裏づけがなく行っている。つまり、区の財源で全額を賄って行く制度である。平成17年度以前には、要保護世帯に対する費用も、準要保護世帯に対する費用についても、国からの財源の裏づけがあった。これが平成17年度以降、準要保護世帯の就学援助に当たる部分については自治体の財源で行うことに切りかえられている。その結果、全国の自治体でも基準や支給の費目については、その後さまざま変更を行ってきているため、自治体によって対象すらも違う状況である。

また、23区においても、費目について一致しているわけではなく、基準についても若干差があるのが現状であり、支給方法が分かれていくことによってさまざま課題は出てきている。23区の学務課長会の中でも話題になることだが、年度末に支給をした後に、その生徒・児童が引っ越してしまうケースが実際発生する。そうすると、差額の問題や、あるいはどちらで支給するべきなのかといった問題の整理が必要で、これらがまだ整理ができていない状態で先行して始めた区は、今、課題についても整理している状況にある。

また、多数の区については、今申し上げたような課題があることから、もう少し検討を行ってからやっいていこうと考えているところである。

教育長

よくわかった。ほかにいかがか。

坂口委員

うろ覚えだが、どこかの私立大学が3月末に払うことを発表したと新聞記事で読んだことがある。大学はほかに選択肢がないので必ず入る。変更ということもあり得ない。今お話があったように、3月末に支給して、では失礼しますと引っ越されたりすると、ほんとうに難しいことになる。だから、大学とは違うのだなと思った。

自治体によって費目や時期も違うということを聞くと、練馬区の場合は平成17年にあわせたのかを伺いたい。

学務課長

全国の自治体で制度そのものは維持している。ただ、自治体によって財源状況が異なるので、その財源の中で費目等あるいは金額を決めていくため、全国では相当差が出ている現状である。23区については、一定近い水準で行われていると見ることもできる。

教育長

よろしいか。ほかにいかがか。

それでは、さまざまご意見をいただいた。この陳情についても、本日のところは「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕

教育長

次に協議案件である。協議案件については、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

① その他

i その他

教育長

次に、教育長報告である。

本日は、あらかじめ提出されている報告はない。

事務局から何かその他の報告はあるか。

事務局

特段ない。

教育長

案件は以上であるが、委員の皆様から何かあるか。よろしいか。

それでは、以上で第9回教育委員会定例会を終了する。